

1 開催概要

- (1) 開催方法 書面開催
- (2) 参加委員 村川委員・片岡委員・高畑委員・春田委員・立原委員・加藤委員・池邊委員・志村委員・関原委員

2 議事

(1) 主な障害福祉関連法制度の変遷（平成30年度～令和元年度）について

ア 障害者文化芸術活動推進法

【委員からの意見】

- 「個別施策^⑧文化・スポーツへの参加の促進」について、「参加」というレベルではなく、障害者自身が主体的に活動される、例えば聴覚障害者の劇団活動（トット記念財団）や一本足のダンサー、自閉症の画家など、当事者が芸術家として活動されている例も増えている。それらを含めた積極的な活動支援施策を項目として別立てにした方がよい。
- 就労継続支援A,B型の作業所などに対しては、日常的に行っている活動へ支援をする方がよく、自治体が大きな会を開く事は不要ではないか。
- 鑑賞の機会の拡大の為に、区内の博物館等の公共施設において、障害の特性に配慮した展示方法の仕方の工夫、字幕・音声ガイド・手話等の説明の提供を促進すること、施設のバリアフリー化をより一層進めることが考えられる。
また、創造の機会の拡大の為に、社会福祉施設、学校等で障害者自身が必要な支援を受けて創造的な作業をするために、必要な器具や機器を購入するための費用や、講師等の派遣の為に費用を助成することが考えられる。さらに、文化芸術活動を通じた交流の促進の為に、特別支援学校と他学校が作品展を相互に鑑賞する機会や一緒に芸術文化を鑑賞する機会を増やしてほしい。
- ホールや区役所本庁舎等の人が入り出りする場所で当事者の作品展を開催すること等が望ましい。

【事務局の方向性】

いただいた意見を文化観光産業部及び教育委員会事務局と共有し、障害者計画の素案の文書案に反映できるか調整を図ります。

イ 読書バリアフリー法

【委員からの意見】

- 読書環境の整備については「個別施策⑦コミュニケーション支援・移動支援の充実」では弱い。読書は文化活動でもあるので、独立させた方がよい。
- 項目の読書バリアフリー法について、新宿区は蔵書が多いので、視覚障害者への充実とともに、身体障害者の方が利用しやすいバリアフリーな図書館が必要。区としてどういう対応ができるのか、中央図書館だけの対応とするのか等、具体的に検討すべき。
- 「個別施策②日常生活を支える支援の充実」に記載のある日常生活用具について、現在視覚障害のみ対象となっている種目でも、肢体不自由児者にも希望がある場合は、視覚障害者用ポータブルレコーダーや活字文読み上げ装置などの給付を認めるなど柔軟な対応を可能にしてほしいと思う。知的障害との重複で正確な視力検査が出来ないため、視覚障害とは認められていないが相当に視力が劣っている場合や視覚情報を正しく脳で処理できないために、文字の認識が苦手な場合があり、そのような場合に、読み上げ機能は有効な手立てとなる。既にパソコン等の周辺機器やアプリケーションソフトは上肢の障害がある対象者には給付が可能だが、パソコンだけでなく操作が簡単で使いやすい機器も給付の対象となり、より多くの肢体不自由児者が読書を楽しめるようになることを望む。

また、昨今の技術革新によりスマートスピーカー（AI スピーカー）で絵本の読み上げなども可能になっていて、パソコン周辺機器よりも安価なものもある。それらも給付対象に加えていくことも今後検討してもらいたい。

【事務局の方向性】

いただいた意見を中央図書館と共有し、障害者計画の素案の文書案に反映できるか調整していきます。

また、日常生活用具の拡充については、日常生活用具検討会にて検討します。

(2) 障害者施策の体系について

【委員からの意見】

ア 「個別施策①相談支援の充実」

福祉人材の確保について、新型コロナウイルス感染症による緊急事態の渦中で喫緊の課題として浮き彫りになった。今後も介護人材の不足が懸念される中、障害児相談支援利用計画で特にセルフプランが多く、当事者の為という

よりも介護する親のためのサービス利用になりがちな面があると耳にすることがある。真に必要な人がサービスを持続的に利用することができるように、当事者である子どものために障害福祉サービスが適切に利用されているか総合的に評価し、子どもの成長を見越したアドバイスが出来る相談支援員の育成と、子どもの相談支援のできる事業所を増やしていく取り組みの必要を感じる。

イ 「個別施策④家族への支援」

介護者が高齢や病気になった時にも当事者が地域で暮らしていくために、ショートステイの床数が増える事は勿論だが、家族の入院などの際に利用するためのミドルステイができる施設が区内にも増えることが必要である。また、土曜ケアサポートは現在一か所だが、今後、特別支援学校高等部を卒業した生活介護の利用者は増え続けていくため、もう一か所は必要になってくる。

家族への支援の新規の施策として、成人の利用者が降所後や週末に利用するトワイライトステイを区内に整備することを検討してほしい。

現在、ショートステイや土曜ケアサポートの利用において、医療的ケア児者は、利用の制限や日数の制限があるが、家族への支援という面から考えると、看護師配置への助成や訪問看護師の利用が可能になる仕組みなどでなるべく利用制限が少ない方向に進んでいくことが望ましい。

また、親亡き後も地域で生活したいと考える障害者が多い事から、重度重複の障害者が入居できるような手厚いサービスの障害者グループホームの整備を積極的に進めていく事は、当事者と家族の高齢化を考えると急務であり必須と考える。

ウ 「個別施策⑨地域生活支援体制の推進」

地域生活支援拠点の5つの機能の中でも、特に緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上）を強化し、①ワンストップサービスで相談からショートステイの利用まで一か所のできる体制を整えるべき②支援拠点である区立障害者福祉センターやシャロームみなみ風のショートステイの利用に関しての柔軟な対応をすべき③利用しやすいように居室・入浴室等の設備を改善する等の見直しを進めるべきと考える。

エ 「個別施策⑳文化・スポーツ等への参加の促進」

芸術をいれるかどうか。

オ 「個別施策㉓障害理解への啓発活動の促進」

調査項目に、成年後見制度の利用意向があるが、これは当事者への制度の理

解を進めることのように思う。

精神障害の場合、高齢化に伴い介護保険対象になると、介護度によってはサービスが受けられなくなることがあると聞く。

また、保健所はいわゆる若年の介護者の存在を把握して、ことに18歳未満の介護者のケアを充実させてほしい。

カ 「個別施策④防災・防犯対策の推進」

昨今では、大規模自然災害は地震のみではなく、台風や豪雨による浸水被害など日本のどこかで毎年のように起こるようになってきた。災害時要援護者名簿への登録や防災訓練への参加など個人的にできることだけでは、防災対策が充分とはいえない状況になってきていると思う。新型コロナウイルスの感染拡大の最中に災害が起こったらと考えると防災対策の重要さと緊急性は一層増したと思う。重点施策にして、福祉部として障害者の防災対策において中心的役割を果たしてほしい。

在宅避難を考えている障害者も多いが、それさえ出来なくなった場合は、避難所を利用せざるを得ない。どの地区に何人障害者がいるかを区では把握しているが、災害時に障害者がどのような手助けを得て避難し、必要な支援を得ながら避難所を利用することが出来るのかを考える上でも障害者の個別避難計画は必要である。災害対策基本法で定める個別計画を障害支援区分5・6の重度障害者と医療的ケアのある人から作成することを検討すべき。そのためにサービス等利用計画作成時に災害時のケアプランを作成するための研修を特定相談支援事業所に対して行うことから計画してほしい。

新型コロナウイルス感染症等の感染症についても、「災害」に準じたものとして検討すべき。

【事務局の方向性】

いただいた意見をもとに、第1回障害者施策推進協議会までに障害者計画の素案の文書案として反映できるか検討します。

(3) その他

【委員からの意見】

住み慣れた地域でサービスを受けて生活を望む方が多く、一方でサービスの人材確保と質の確保が望まれるが、事業者は人材の確保の困難があり、新たな事業参入が困難な状況を示している。これは新宿区だけでは困難な課題である。

またサービス提供では、事務作業の多さや課題が示され、事務作業の簡素化な

どの対策も望まれる、これも新宿区単独では困難な側面がある。

これらは、意見として提言する事も必要かと思われる。